

日税連公開研究討論会を盛大に開催

第34回日税連公開研究討論会は、7年ぶりに本会が開催担当となり、10月13日に東京プリンスホテル・パークタワーで開催された。当日は、来賓並びに全国からの会員を含めた約1,000名が参加する中、午前中から第一部を始め第二部、第三部までの研究発表が行われ、最後に東京大学名誉教授 金子宏氏からの講評をもって、公開研究討論会は盛況なうちに幕を閉じた。ここに要旨を紹介する。

【第一部】

会社法・会計・税法の関わりを検証する

コーディネーター
宮川雅夫（日本橋）
パネリスト

福島秀一（神田・石黒 徹（本郷）
守屋みゆき（玉川）・宮森俊樹（芝）
横山 悟（玉川）・奥田よし子（杉並）
増子豊彦（豊島）・坂部達夫（本所）
成田一正（日本橋）
情報システム担当
菅沼俊広（北沢）

第一部では、「中小企業の会計のあり方を巡って」をサブテーマに、



コーディネーター（宮川雅夫）

本年5月に施行された「会社法」が、我が国の中小企業にどのような影響を与えるのか？また、税理士業務をどのように変えるのか？について



満席の会場

て討論を行った。従来、必ずしも良好とはいえない状態にあった中小企業の会計であるが、金融機関の融資方針の転換等を始めとする経営環境の変化に対応して討論を行った。討論では、「退職給付引当金」及び「減損会計」を例題として、国



中小企業の会計のあり方は

し、今後は、適正な会計情報の積極的な開示が求められるようになる。一方、税理士は、会社法上に「会計参与」の資格者として明記されたことを受け、我が国の中小企業会計の質の向上のためにその専門的知見を生かしていくことが期待される。したがって、今後、税理士は、税務の専門家であると同時に会計の専門家としてもその職業的使命を果たしていかなければならない。

本討論会では、税理士が「会計参与制度」及び「中小企業会計指針」の担い手として業務を行っていく上での課題を整理し、いくつかの提言を行った。

同一会社について、税理士が「会計参与」と「税理士業務の受任」を兼任する場合は、それぞれの制度の趣旨を踏まえた対応が必要となる。ただし、税理士が記帳代行業務を行

っている場合は、会計参与への就任は慎重に対応することになる。

「中小企業会計指針」は、会計参与を設置していない会社であっても準拠することが推奨されていることから、会計参与に就任しない多くの税理士にとってもその対応が必須となる。

討論会では、「退職給付引当金」及び「減損会計」を例題として、国

【第二部】

個人所得税制のあり方を考える

コーディネーター
藤曲武美（豊島）
パネリスト

青木恵一（上野）・遠藤みち（豊島）
川島 雅（四谷）・佐藤 渉（武蔵野）
横尾美紀（新宿）・薬 信博（荏原）
情報システム担当
谷口 誠（葛飾）

続く第二部では、テーマ「個人所得税制のあり方を考える」について討論が行われた。



コーディネーター（藤曲武美）

そのうち第一のテーマ「経済格差と個人所得税制」では、日本の高齢・若年者層及び貧困・低所得者層の所得格差の拡大と固定化の実態を取り上げ、税制と社会保障制度は一体であるとするアメリカ、イギリスの制度と比較して、日本の税制上の問



議論はつづく

際的潮流の影響を受けた会計基準の考え方や「中小企業会計指針」の適用上の問題点について議論した。

さらに、会計基準と税法との乖離が進んでいく中で、税理士は、「中小企業会計指針」を尊重し、確定決算主義を再構築する立場から、税務と会計の双方の要請に応じていくべきであるとの提言をまとめた。

【第三部】

現行税制のゆがみを正す―我々は提言する―

コーディネーター
刈米 裕（芝）
パネリスト

青木 丈（神田）・青木優幸（江東）
田口 渉（向島）・濱田 桂（雪谷）
依田孝子（大森）
情報システム担当
矢崎義光（西新井）

続く第三部では、「現行税制のゆがみを正す―我々は提言する―」を



コーディネーター（刈米 裕）

テーマに関連した討論が行われた。冒頭、毎年、政府税制調査会において税制改正に向けた審議が開始され、続いて自由民主党税制調査会でも同様に審議が開始される一連の流れを解説した後、政府税調が諮問及



議論はつづく

税化との関係などの整備すべき課題があることが指摘された。総括して、いかに現在の日本の税制が社会構造の変化に沿っていないものであるかを分析し、課税ベースの適正化を図った上で、所得・税額控除、さらに資産所得課税見直しの必要性を説いた。

び答申などを原則公開としている現状に対し、日本の税制を取り仕切るであろう自由民主党税制調査会での審議内容については、中継や意見募集が全くなされていない点と財務省主税局の閉鎖性を指摘した。国民の意思が反映されるよう、情報公開による税制改正審議の透明化と納税者の権利実現のための立法制度改革も急務であることを提言した。

また、「特殊支配同族会社オーナー役員報酬の給与所得控除額の損金不算入措置」の制度が、対象範囲や



新しい事業体税制の構築を

担税力に適していない等の観点から廃止を提言しつつ、個人事業者と実質個人事業と相違がない法人組織を対象とする新しい事業体税制を構築すべきであることを提言した。

すべての研究発表を終え、金子宏氏より、「充実した討論であった。第一部で議論された会計基準と税法の乖離や、第二部の経済格差是正措置としてのタックスイロージョンの撤廃、また、第三部の税制改正の透明化に向けたパブコメの実現等については自身も同じ印象を持っている。」との講評を受け、討論会は終了した。



金子 宏氏

税制改正の流れ



税制改正の流れ